

松戸市内の事業所への投資等に係る補助金等の申請書類作成委託料を補助します！

松戸市補助金等 取得支援補助金

国や県の補助金に応募してみたいけど、提出書類が多いうえに、採択されるための書類作成ノウハウがわからない・・・
専門家に依頼してみたいけど、経費もかかる・・・
そんなお悩みはありませんか？

松戸市では、市内の中小企業者等が、国や県の補助金等の応募手続き書類や交付申請書類の作成及びISO等の申請書類・特許権その他の産業財産権の出願書類の作成を、外部の専門家に委託する場合、その経費の一部を補助します。

補助金等の一例

機械装置購入などの
設備投資の補助金

ものづくり補助金

チラシや看板など
販路開拓の補助金

小規模事業者 持続化補助金

創業時の店舗等借入費や
人件費の補助金

創業補助金

品質や環境に係る
国際規格の認定

ISO認証

(国際標準化機構が定めるマネジメントシステム規格の認証取得)

新しい技術やデザインなどの
独占権

産業財産権

(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)

新商品開発費や
創業関連経費の補助金

ちば中小企業 元気づくり助成金



(例)

松戸市内の工場が、設備投資を行う計画で、ものづくり補助金に応募。その応募書類を中小企業診断士に作成委託した場合、その委託料について、松戸市が一部補助します。

申請要件

補助対象者	中小企業者等のうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの ・市内に事業所を有すること ・市税を滞納していないこと
補助対象経費	市内事業所での投資等について、外部の専門家(※)に、国や県の補助金等の応募申請書類、交付申請書類の作成及びISO等の申請書類、特許権その他の産業財産権の出願書類作成を委託するために要する費用
補助率・上限	補助率：2分の1 上限：30万円(補助金申請の場合、着手金・成功報酬の上限あり) 補助金の交付は、一の中小企業者等当たり1年度につき1回まで同一申請者が同一内容で、国・県・他の市町村等が実施する他の補助金等の交付を既に受けている又は申請している場合は申請できません。
申請方法	事前に商工振興課(047-711-6377)までお問合せください。
	※外部の専門家の一例 ・中小企業診断士 ・行政書士 ・弁理士 ・コンサルタント会社

お問合せ先 松戸市商工振興課 047-711-6377